

## 「金融指標に関する IOSCO 原則(19 原則)」の遵守状況について

平成 26 年 7 月 7 日  
一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

- ◇ 証券監督者国際機構 (IOSCO) の「金融指標に関する原則 (IOSCO 原則) の最終報告書」<sup>1</sup> (平成 25 年 7 月 17 日公表) において、指標の運営機関は報告書公表より 12 か月以内に IOSCO 原則の遵守状況を開示することが求められていることから、全銀協 TIBOR 運営機関 (以下「運営機関」という。参考 1 を参照) では、運営機関が算出・公表する「全銀協 TIBOR」について、平成 26 年 7 月 4 日 (金) を評価基準日として、IOSCO 原則の遵守状況を自己検証したので、その結果を本日公表する。
- ◇ 本評価結果の概要は以下のとおりである (詳細については参考 2 を参照)。
  - ・約一年前に IOSCO 原則が公表されて以降、原則遵守のための対応作業を鋭意実施し、現時点では同原則を概ね遵守する状況に至っている。今後の課題として、無担保コール市場での銀行間の取引データを収集する仕組みを構築し、データ分析を更に進めていくことを検討。
- ◇ なお、全銀協 TIBOR に関しては、本公表とは別に、現在、金融安定理事会 (FSB) が IOSCO に委託して運営機関に対して IOSCO 原則の遵守状況に関するレビューを行っている。当該レビューは、本自己評価の評価基準日より前の時点の評価基準日として実施されており、それに伴い、運営機関による最近の実施状況や改善事項が反映されておらず、当該レビュー結果と本評価結果との間に差異が生じる可能性があることにご留意頂きたい。
- ◇ 運営機関では、IOSCO 原則に則った態勢の整備・運営を徹底することを通じて、全銀協 TIBOR の信頼性・透明性の維持および向上に努め、全銀協 TIBOR が同原則に則った指標として国際的にも認知され、円金利の代表的な指標として引き続き広く利用されるよう、FSB 等における国際的な議論も勘案しつつ、運営強化の取り組みを継続して参りたい。

### (参考 1) 全銀協 TIBOR 運営機関について

- ◇ 運営機関は、全銀協 TIBOR のより中立的な運営態勢を構築するために、平成 26 年 4 月 1 日 (火) に設立されたもので、同日付で、一般社団法人全国銀行協会から「全銀協 TIBOR」の算出・公表にかかる業務の移管を受けた。

<sup>1</sup> IOSCO が、金融市場で利用されている指標に関する諸原則の包括的な枠組みを提供するものとして平成 25 年 7 月 17 日 (水) に公表した報告書 (<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf>)。遵守すべき 19 の原則が示されている。

- ◇ 運営機関では、「全銀協 TIBOR」の算出・公表に当たり、レート呈示を行うリファレンス・バンクに対しては、レート呈示に当たって遵守すべき事項や必要な態勢整備等を定める行動規範の遵守を求めるとともに、行動規範の遵守状況およびレート呈示内容のモニタリング等を行っている。

（ 運営機関の設立までの経緯については、一般社団法人全国銀行協会が平成 25 年 12 月 27 日（金）に公表した「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」<sup>2</sup> をご参照ください。 ）

## （参考 2）IOSCO 原則の遵守状況について

### ◇ 算出者のガバナンス

#### ➤ 原則 1 運営機関の全般的責任

運営機関は、指標の定義、指標の決定に係るプロセスや運営機関のガバナンス態勢等を定め、全銀協 TIBOR の運営について全般的な責任を負っている。また、これらを業務規程・行動規範において文書化し、ホームページ上に公表しており、IOSCO 原則を遵守している。

#### ➤ 原則 2 第三者の監督

全銀協 TIBOR の算出・公表において関わっている第三者は以下のとおりで、第三者機関に対する運営機関の管理または監督のための方針は、「業務規程」、「行動規範」および「算出・公表業務の委託に関する指針」（以下「委託に関する指針」という。）において規定し、以下の対応を実施しており、IOSCO 原則を概ね遵守している。事務代行会社、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人大阪銀行協会については、全銀協 TIBOR の算定・公表過程におけるガバナンス強化の観点から、平成 26 年度内にモニタリングを実施する予定である。

#### ✓ リファレンス・バンク

「行動規範」をもとにリファレンス・バンクを監督し、年に 1 回、および行動規範の改定の都度、リファレンス・バンクにおける「行動規範」の遵守状況を確認することとしている。本年度においては、既に全てのリファレンス・バンクにおける社内規程を確認のうえ、「行動規範」に沿った態勢が整備されている旨を確認済みである。

<sup>2</sup> <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/27103000.html>

- ✓ 事務代行会社（現在は株式会社 QUICK）  
事務代行会社に委託した業務および管理または監督のための方針は、「業務規程」「委託に関する指針」「事務委託契約書」に規定している。
- ✓ 一般社団法人全国銀行協会  
一般社団法人全国銀行協会に委託した業務は、「業務規程」「委託に関する指針」「事務委託契約書」に規定している。
- ✓ 一般社団法人大阪銀行協会  
一般社団法人大阪銀行協会に委託した業務は、「業務規程」「委託に関する指針」「事務委託契約書」に規定している。

➤ 原則 3 運営機関の利益相反

運営機関では、業務規程において、金融機関に所属する者が TIBOR の定義やレート決定に関わること等、指標運営において生じ得る利益相反を規定している。そのうえで、これらを管理・軽減するための措置を業務規程に規定し、措置を実施しており、IOSCO 原則を概ね遵守している。

なお、平成 26 年 7 月 4 日付けで、理事および監視委員会委員の利益相反の有無に関する表明文書をホームページ上に公表しており、利用者や関連する規制当局に対して利益相反を開示している。

今後、運営機関において利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続を策定する予定である。

➤ 原則 4 運営機関の統制の枠組み

運営機関では、全銀協 TIBOR の公正な算出・公表に対する責任を担うため、指標運営の公正性、透明性の確保に主眼を置いたガバナンス態勢を整備しており、IOSCO 原則を概ね遵守している。

法人の意思決定機関として理事会を設置し、理事会の下、外部有識者で構成される監視委員会を設置している。監視委員会は高い独立性を有し、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行っている。

理事会については、理事の過半数は金融機関に所属する者以外から選出することと規定されており、実施されている。また、監視委員会についても、有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）が委員に就任し、独立性確保の観点から金融機関に所属する者は委員に就任しないことと規定されており、実施されている。

これら統制の枠組みについては、業務規程に規定し、ホームページ上で公表

している。今後更なる改善の必要性について検討を進めていく。

➤ 原則 5 内部監督機能

運営機関では、外部委員のみで構成される監視委員会が、全銀協 TIBOR 運営に関する適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行うことを業務規程において規定しており、IOSCO 原則を遵守している。

具体的には、監視委員会では、既に利益相反の管理、外部からの指摘・苦情、リファレンス・バンクの行動規範の遵守状況、レート呈示内容のモニタリング、行動規範等の諸規程の改定、内部監査計画について、適切性の確認を実施している。

◇ 指標の品質

➤ 原則 6 指標の設計

全銀協 TIBOR が反映しようとしている「価値」は、「午前 11 時時点の本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合には、本邦オフショア市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と見做したレート」であり、リファレンス・バンクが呈示するレートを、上位・下位 2 社の値を除外して、単純平均したレートである。

リファレンス・バンクによる定義に基づく適切なレート呈示が担保されるよう、行動規範において、リファレンス・バンクが遵守すべき事項や必要な態勢整備を規定している。また、行動規範への遵守が確保されるよう、リファレンス・バンクに対しては、原則年 1 回の外部監査、内部監査の実施を義務付け、結果の報告を求めている。

さらに、リファレンス・バンクによる定義に基づく適切なレート呈示が一段と担保されるよう、行動規範を平成 26 年 7 月 4 日付けで改定し、平成 26 年 10 月 6 日を適用開始日として、「各リファレンス・バンクは、プライム・バンク間の無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」）が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとし、かつ、優先的に考慮すべきであることに留意する必要がある」旨を新たに規定した。

これらの手当てにより、全銀協 TIBOR が「午前 11 時時点の本邦無担保コール市場（ユーロ円 TIBOR の場合には、本邦オフショア市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と見做したレート」を反映

するように設計している。

日本銀行が公表している統計によれば、無担保コール市場の取引残高は 5 兆 8,347 億円とされており（平成 26 年 5 月末）、全体としては、活発な市場と考えられる。

今後は、全銀協 TIBOR が反映しようとしている「価値」を正しく反映しているか、定期的に確認を行うべく、無担保コール市場での銀行間の取引データ（ユーロ円 TIBOR はユーロ円取引）等を収集する仕組みについて、金融庁や日本銀行等の関係機関と協議しながら構築したうえで、収集したデータを用いて全銀協 TIBOR の事後検証を行うことを検討する。

#### ➤ 原則 7 データの十分性

全銀協 TIBOR では、行動規範を平成 26 年 7 月 4 日付けで改定し、リファレンス・バンクが呈示するレートの決定においては、全銀協 TIBOR の定義にもとづいたレート呈示として、各リファレンス・バンクは、プライム・バンク間の無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」）が観測できる場合には、当該取引を最低限含むものとし、かつ、優先的に考慮すべきとした。今後は各リファレンス・バンクでは、同行動規範に沿って、無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合には、ユーロ円取引）のデータを優先的に考慮し、レートの呈示を行うこととなる。

なお、従前から、必ずしもその実取引データのみによって呈示することに限定はしていない。

これは、市場環境により、テナーによっては、リファレンス・バンクがレートを呈示する際に考慮すべき十分な無担保コール取引がない状況も想定されることから、そのような場合には、関連する他の種類の取引データやその他の定性情報（気配値等）等も参照し、専門家判断による補完を組み合わせることにより、レート呈示が行えるようにすることも考慮しているためである。

なお、IOSCO 原則においても、活発な市場ではあるが取引が毎日存在するとは限らない場合、専門家判断に依拠してレートの決定を行うことは認められている。

今後は、金融庁や日本銀行等の関係機関と協議しながら、運営機関において、無担保コール市場での銀行間の取引データ（ユーロ円 TIBOR はユーロ円取引）等を収集する仕組みを構築したうえで、リファレンス・バンクのレート呈示をモニタリングするとともに、その結果を IOSCO や関係当局と共有することを検討する。

➤ 原則 8 データのヒエラルキー

運営機関では、行動規範において、呈示レートに優先的に勘案されるべき取引等の種類や範囲を具体的に示したうえで、リファレンス・バンクは、定義に即したレート呈示を行うに当たり、呈示レートの決定に際して参照する取引や定性的情報等の種類・範囲についての基準を各行で整備するものとしている。

さらに、リファレンス・バンクによる定義に基づく適切なレート呈示が、一段と担保されるよう、行動規範を平成 26 年 7 月 4 日付けで改定し、平成 26 年 10 月 6 日を適用開始日として、「各リファレンス・バンクは、プライム・バンク間の無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」）が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとし、かつ、優先的に考慮すべきであることに留意する必要がある」旨を新たに規定した。

各リファレンス・バンクでは、今後同行動規範に沿って、無担保コール取引（ユーロ円 TIBOR の場合には、ユーロ円取引）のデータを優先的に考慮してレートの呈示を行うこととしており、こうした対応によって、IOSCO 原則を遵守している。

➤ 原則 9 指標決定の透明性

運営機関では、レートの算出・公表のプロセスを、行動規範の「(別紙 1) レート呈示手続」に定め、ホームページ上に公表している。

また、全銀協 TIBOR の指標決定に使用するデータソースは、リファレンス・バンクからの呈示レートのみであり、その算出に用いられた呈示レートも情報提供会社を通じて同時に公表されている。利用者や当局は、公表された全銀協 TIBOR とリファレンス・バンクの呈示レート、算出の際に除外された上位・下位 2 社のレートも確認することが可能である。算出方法についても、行動規範に規定し、ホームページ上に公表している。

今後は、金融庁や日本銀行等の関係機関と協議しながら、無担保コール市場での銀行間の取引データ（ユーロ円 TIBOR はユーロ円取引）等をリファレンス・バンクから収集する仕組みを構築したうえで、無担保コール市場におけるリファレンス・バンク全体の取引概況を公表することを検討する。

➤ 原則 10 定期的な見直し

運営機関の業務規程では、全銀協 TIBOR の定義、全銀協 TIBOR が反映しよ

うとする市場の状況を踏まえた算出方法、外部団体からの意見・苦情等を評価・検証することを規定している。

行動規範・業務規程については、定期的に見直しを行うことを規定しており、行動規範を平成26年7月4日付けで改定(適用開始日は平成26年10月6日)、業務規程についても平成26年度中に改定を行う予定である。関連諸規程の改定については、業務規程で定めたプロセスに則って実施していく予定であり、IOSCO原則を概ね遵守している。

また、全銀協 TIBOR の利用状況も踏まえて、現在公表している1週間物および1~12 か月物の13種類のレートについては、平成27年4月1日公表分から、4 か月物、5 か月物、7 か月物、8 か月物、9 か月物、10 か月物、11 か月物の計7種類のテナーを廃止し、1週間物、1 か月物、2 か月物、3 か月物、6 か月物、12 か月物の6種類のみを公表する。なお、テナーの削減については、ホームページ上で公表している。

#### ◇ 指標の算出方針の品質

##### ➤ 原則11 算出方針の内容

運営機関では、算出方針を行動規範・業務規程において文書化し、ホームページ上に公表している。また、当該算出方針の採用は、平成25年12月に当時の運営機関である一般社団法人全国銀行協会が公表した「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」において公表しており、IOSCO原則を概ね遵守している。

今後、指標の算出手法の品質を向上させるべく、以下3点の対応を行う予定である。

##### (1) 最低データ基準

平成26年10月6日を適用開始日として、平成26年7月4日付けで改定した行動規範において、プライム・バンク間の無担保コール取引(ユーロ円 TIBOR の場合は「ユーロ円取引」)が観測できる場合については、当該取引を最低限含むものとする旨を規定した。

##### (2) 専門家判断の利用基準

平成26年10月6日を適用開始日として、平成26年7月4日付けで改定した行動規範において、具体的な利用基準を明確化した。

(3) 海外の金融機関によるリファレンス・バンク応募・選定

リファレンス・バンクの法域が異なる場合、リファレンス・バンクの所在地から生ずる問題を考慮に入れる旨、年度内に業務規程を改定する。

➤ 原則 12 算出方針に対する変更

運営機関では、業務規程において、全銀協 TIBOR の定義または算出方法を変更する場合の手続について、パブリックコメントを実施する基準やホームページ上への周知期間(3か月前)、決議のプロセス(運営委員会で検討のうえ、監視委員会の確認を受けて理事会に付議)等を規定している。また、平成 26 年 10 月 6 日を適用開始日として、平成 26 年 7 月 4 日付けで行動規範の改定を行った際も、これらの手続を踏まえて実施されており、IOSCO 原則を遵守している。

➤ 原則 13 移行

運営機関では、全銀協 TIBOR の公表を停止する際の対応を、業務規程に規定しており、IOSCO 原則を概ね遵守している。

また、運営機関では、平成 26 年 4 月 1 日から、全銀協 TIBOR の公表が停止された場合の代替措置等について、利用者に対して、ホームページ上でフォールバック条項の採用を奨励している。

➤ 原則 14 呈示者に係る行動規範

運営機関では、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項や必要な態勢整備について規定する行動規範を制定している。また、各リファレンス・バンクから、行動規範に基づく社内規程の提出を受けたうえで、内容の精査も完了し、その内容は既に監視委員会に報告しており、IOSCO 原則を遵守している。

➤ 原則 15 データ収集に係る内部統制

現時点では、全銀協 TIBOR はリファレンス・バンクから呈示されたレートのみにより算出されており、運営機関において外部からデータ収集を行っていないため、本原則は評価対象外の扱いとする。

## ◇ 算出者の説明責任

### ➤ 原則 16 不服処理

運営機関の業務規程では、利用者等からの全銀協 TIBOR の決定等に関する不服処理を規定している。また、全銀協 TIBOR に関する意見や苦情は監視委員会に報告し、意見や苦情に対する対応の適切性の確認を実施しており、IOSCO 原則を遵守している。

### ➤ 原則 17 監査

運営機関では、内部監査人・外部監査人を選任し、監査に関する態勢を構築している。業務規程に定められた年 1 回の監査を受ける予定であり、IOSCO 原則を概ね遵守している。

### ➤ 原則 18 監査証跡

運営機関では、業務規程および行動規範において、IOSCO 原則で求められる証跡について 5 年間保存することを規定しており、IOSCO 原則を遵守している。

### ➤ 原則 19 規制当局との連携

運営機関では、業務規程において、当局から全銀協 TIBOR 算出等にかかる記録および監査結果等の提出・報告等を求められた場合に協力する旨を規定しており、IOSCO 原則を遵守している。

以上